

奈良市 令和 5年 4月 市民環境委員会 04月25日ー

◆山本直子委員 日本共産党の山本直子です。

私のほうからも質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、市民課長に伺います。お願いいたします。

岸田政権が5年間で総額約43兆円という国家予算で軍事の拡大が進められている中で、これまでも増して自衛隊員の不足が深刻な状況にあることが防衛省の課題となっています。若者を隊員として獲得することにさらに拍車がかかり、地方自治体にもこれまでも増して要請が広がっている実態があることが分かってきました。

この若者の隊員募集の問題、以前から私は取り上げてきましたけれども、自衛隊への若者の個人情報開示について伺います。

若者の個人情報開示について、現在どのような形で行っているのか、詳細を教えてください。お願いいたします。

◎伊藤里香市民課長 山本委員の御質問にお答えさせていただきます。

自衛官の募集対象者の住民基本台帳の閲覧については、防衛省及び総務省から令和3年2月5日付「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」の通知があり、改めて自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要となる情報に関する資料の提出は、防衛大臣が市区町村の長に求めることができること、また、この資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生じるものではないことが示されているところです。

本市としては、令和5年1月に奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書を自衛隊奈良地方協力本部本部長と締結し、紙媒体での提供も行うこととしました。提供した情報の取扱いについては、目的外利用等の禁止、個人情報の適正な管理、また作業目的以外での複写、複製の禁止や利用後の確実な破棄、消除などを覚書において定めています。

以上でございます。

◆山本直子委員 ありがとうございます。

以前は名簿の閲覧という形だったと思うんですけども、今は答弁で紙媒体で提出というお答えがありました。紙媒体の提出はいつから始まったのか、閲覧から提出になったのはいつからか教えてください。

◎伊藤里香市民課長 御質問にお答えさせていただきます。

令和4年12月8日に自衛隊奈良地方協力本部長からの依頼を受け、令和5年4月2日から令和6年4月1日までに満18歳及び22歳になる方の住所、氏名、生年月日、性別の4情報のみを記載した資料を閲覧名簿として、令和5年2月に紙媒体での提供を初めて行いました。

以上でございます。

◆山本直子委員 閲覧名簿として提供をしたと。閲覧するだけじゃなくて、もう紙で直接、閲覧だけじゃないですよね、渡しているということです。

覚書とありましたけれども、覚書、これというのは毎回要請があつて締結されるのか、それとも更新型になっているのか教えてください。

◎伊藤里香市民課長 御質問にお答えさせていただきます。

覚書は毎年締結するものではなく、自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集のため、住民情報の提供及び当該住民情報に含まれる個人情報の適切な保護を図るため等の取扱いを定めたものであり、本覚書に違反があった場合等は市から解除することができるものです。

以上でございます。

◆山本直子委員 この覚書なんですけれども、情報開示請求すれば公開していただけるのでしょうか、教えてください。

◎伊藤里香市民課長 御質問にお答えさせていただきます。

当該覚書は行政文書となりますので、開示請求をしていただければ公開されます。

以上でございます。

◆山本直子委員 利用後は、この提供された情報が消去されるということだと思うんですけども、どれだけこれが担保されているのか分からないというのが実態だと思います。若者の個人情報の抽出閲覧や提出について、これは法的な拘束力はありません。全国で中止を求める請願とか要請が起こっているんですけども――そんなに数は多くないですけども、起こっている数はね――奈良市としてはこの動きをどのようにお考えになるのかお答えください。

◎伊藤里香市民課長 御質問にお答えさせていただきます。

自衛官等の募集対象者の住民基本台帳の情報については、募集対象者の閲覧名簿を作成し、自衛隊奈良地方協力本部に対し提供しているところですが、提供を望まない方もおられることについては認識しており、本人やその親権者から除外申請の手続をいただくことで除外する制度を令和4年7月から開始しています。

以上でございます。

◆山本直子委員 情報公開の拒否申請を奈良市でも昨年からは実施していただいているという事は、私も存じております。この制度ですね、周知がとても不十分です。ほとんどの市民の方は御存じありません。特に、当事者である若者本人が情報を公開されていることも、また拒否申請ができることも知らないということは大きな問題だというふうに思いますけれども、いかががお考えですか、お答えください。

◎伊藤里香市民課長 御質問にお答えさせていただきます。

自衛隊への情報提供除外申請については、現在、本市のホームページのほか、自衛隊奈良地方協力本部からの閲覧請求がある12月に合わせて、市民だより12月号にて市民の皆様にお知らせをしております。制度の周知については、委員御指摘のとおり重要なことであると認識しており、継続して周知に取り組みます。

以上でございます。

◆山本直子委員 ありがとうございます。

周知を継続して取り組んでいくというお答えで、今後の対応を情報開示の拒否申請なども含めてどのように取り組んでいく、周知していくのかお答えください。

◎伊藤里香市民課長 御質問にお答えさせていただきます。

広報の重要性については認識しており、自衛隊への情報提供除外申請ができることについて、引き続きホームページや市民だよりでの告知を行い、さらにツイッターなどのSNSによる発信や転入時に窓口での案内を行うなど周知の拡充を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

◆山本直子委員 ありがとうございます。

去年12月に市民だよりに載せていただきました。見ましたけれども、本当に一つの流れの中で書いてあったので、もうほとんど目につかない、そういう掲載でした。なかなか周知という意味では厳しいのではないかと。せっかくいいことをしていただいているのに、ちっとも市民には伝わっていないような気がします。

それから、先ほど転入時に窓口で案内を行うとおっしゃっていただいたんですけども、本当に若者がどれだけ市民課の窓口とかに来る機会があるかということを考えると、やはりちょっとこれもすごく厳しい面があるんじゃないかなというふうに思います。本来なら、該当する若者に開示については開示拒否の

申請用紙もつけた上で直接通知をして確認をすべきだというふうに思うんですね。そんな何万人もいません。毎年の対象者は僅か 6,000 人から多くても 7,000 人もいらっしゃいません。その方たちにきちんと通知をするということは不可能ではないと思うんですけれども、その点についていかがお考えですか、お答えください。

◎伊藤里香市民課長 御質問にお答えさせていただきます。

現時点では、住民基本台帳法第 11 条第 1 項の規定に基づき提供しているため、本人への通知をしていませんが、今後は他市の動向も注視してまいりたいと考えています。

以上でございます。

◆山本直子委員 課長、ありがとうございました。

まず、この若者の個人情報提供、もう現時点で開示とか閲覧とかというのではなくて、なし崩し的に提供に進んでいること、このことについて、奈良市としてはあまり深く考えていらっしゃらないというのが答弁から伝わってきまして、これがやっぱり私は問題だと思っています。この個人情報開示問題を考えるときに、奈良市がどちら側の立場からこの問題を受け止めて判断していくのかということが重要だと思います。

今、政府が私たちの社会保障を削ってでも、増税をしてでも軍事体制の強靱化を進めようとしています。そのために、年々自衛隊員の不足が深刻化する中で、ありとあらゆる手段をもって募集していこうというのが政府と防衛省の計画です。

奈良市が若者の個人情報を自衛隊に提出するということは、奈良市が自治体として若者を戦場に送る行為につながっていくことなんです。また、当事者や保護者の知らないところで進めていくということにはやはり大きな問題があると思います。個人情報を守る立場なのか、それとも国や政府から言われるままにどんどんなし崩し的に閲覧から提供になっていくのか。先ほどの答弁で、開示の有無を問うことも、他市の動向も注視してまいりたいというふうにお答えがありました。奈良市は他市がやったらやるんでしょ

うか。奈良市としてどうすれば奈良市の子供や若者を戦場に送らないで守ることなのかということは考えていただけないのでしょうか。奈良市は、若者を戦場に送らないという平和の立場に立ってこの問題を今後も考えていただきたいというふうに強く要望させていただきます。また、この問題については、6月議会でも改めて伺ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に、環境部に伺いますので、よろしくお願いいたします。